

令和3年度第3回鹿児島市総合教育会議 議事録

□開催年月日 令和4年1月20日(木) 14時00分 開会
15時00分 閉会

□開催の場所 鹿児島市役所 本館2階特別会議室

□出席者

市長	下鶴 隆央
教育長	杉元 羊一
教育委員	津曲 貞利
教育委員	桃木野 聡
教育委員	小栗 有子
教育委員	立元 千帆
(事務局)	
企画財政局長	池田 哲也
企画財政局企画部長	岩切 賢司
企画財政局企画部参事(政策企画課長)	尾堂 昭二
企画財政局企画部政策企画課係長	川畑 寿一朗
教育委員会教育部長	辻 慎一郎
教育委員会教育部学校教育課長	山下 聖和
教育委員会管理部総務課主幹(企画調整係長)	竹村 香帆
消費生活センター所長	宮園 尚子
消費生活センター主幹	鎌田 泰寿

□次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 教育大綱(案)について
 - (2) 消費者教育について
3. 閉 会

会議要旨

1. 開 会

(政策企画課係長)

それでは、ただいまから令和3年度第3回鹿児島市総合教育会議を開会いたします。会の進行は、本会議の招集者でございます下鶴市長にお願いいたします。

2. 議 題

(1) 教育大綱(案)について

(下鶴市長)

それでは、私の方で議事の進行を行います。よろしくお願いいたします。まず傍聴について皆様にお諮りいたします。事務局に確認しますが、本日傍聴を希望される方がいらっしゃいますか。

(政策企画課係長)

傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

(下鶴市長)

わかりました。それでは早速ですが、議題(1)「教育大綱(案)について」に入りたいと思います。

前回の会議におきまして、次期教育大綱の策定方針について協議を行ったところですが、それを踏まえ、今回は、教育大綱(案)をお示しております。それでは、事務局から説明をお願いします。

(政策企画課係長)

それでは教育大綱(案)についてご説明いたします。資料1をご覧くださいと思います。

1ページをお願いします。「はじめに」では、大綱を策定する根拠・理由等を記載しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、大綱を定めることとなっており、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その方針を総合教育会議における十分な協議・調整を経て策定することとされていること、2段落目では、本市では平成27年度に大綱を定め、令和元年度に改訂を行ったこと、3段落目では、その大綱は、令和3年度が最終年度になることから、総合教育会議における協議を経て新しい大綱を策定するという内容を記載しております。

次の「策定の考え方」でございますが、本市の進むべき方向の基本的な指針となる第六次総合計画を策定したところであり、その中で教育の振興に関する総合的な施策の目標や施策の方向性を示していることから、同計画の基本目標と前期基本計画の教育に関連する部分を抜粋して大綱として定めることとしたところでございます。

次の「対象期間」は前期基本計画の期間と同じ、令和4年度から8年度までの5年間としております。

2ページをお願いいたします。「基本目標」につきましては、昨年11月に議決をされた

第六次総合計画の基本構想の中の教育に関連する部分でございます。

次の「基本的な方針」でございますが、先日策定しました総合計画の前期基本計画の教育に関する三つの基本施策の目標と基本的方向、そして施策の体系を抜粋したものとなっております。

「1 学校教育の充実」で申し上げますと、桃色の部分が、前期基本計画における施策の目標、(1)の文章の部分が基本的方向、その下の桃色線の囲みで記載しているものが、施策の体系の部分になります。

なお、前回の第2回総合教育会議でお示しした策定方針では、施策の目標と基本的方向までを大綱とするとお伝えしておりましたが、今回、新たに施策の体系を加える形といたしております。

これにつきましては、前回の会議で小栗委員から、人権の重要性についてのご意見をいただいたところであります。実際、総合計画におきましては、基本的方向の下の施策の体系で人権教育を記載しているところがございますが、ご覧いただいている文章だけでは読み取れない部分もございます。また、施策の体系まで入れることにより、人権教育を含め、施策の方向性がよりわかりやすくなるという観点から、新たに施策の体系を加えたところがございます。

そのような作りで、「1 学校教育の充実」については3ページまで、4ページが「2 生涯学習の充実」、5ページが「3 市民文化の創造」でございます。説明は以上でございます。

(下鶴市長)

それでは、ただいまの説明について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

この大綱そのものではないですが、この大綱の中で以前から気になっていることが、今回の学校教育の充実と生涯学習ということで、大きく子どもと大人と整理されていますが、そこをつなぐものがないと感じています。最初に大きな話をしてしまうことにはなりますが、この書き方だと、子どもが一方的に教えられる立場と位置づけられていると思います。一方的に教えられる立場から、子どもも社会の一員として参画し、そして、大人とともに学ぶように変わっていかねばならないと思います。子どもが一方的に教えられるということは、日本の戦後の産業社会、あるいは、工業化社会の中のモデルを支えてきた時の子ども観であり、教育観だと思います。その時は、よい学校に行って、よい職に就いてとよく言われたように、個人があつて家庭があつて、会社があつて国があつて、みんな同じような生活をし、同じように社会の規範に従い、子どももそれを受け取って、社会を引き継ぐということで、これまできたのだと思います。おそらく、今、その前提の社会像が崩れつつあると思うのです。今回、消費者教育をテーマにあげられたことは、本当に時期を得ていて、大事で素晴らしいと認識しています。今は、構造転換が求められていると言われ、人口減少、あるいはAIやIoTが出てきています。これは何を意味するのかというと、これまでの人口増、経済の規模拡大という社会がもう成り立たなくなっていて、そこを新たに組み替えていくのが今の時代だと思います。だから、その延長に消費者教育ということも考えなければならなくて、そういう時にどういう教育が求められていくか、どういう社会を作っていくのか。例えば、コミュニティーが高齢化によってどんどん失われていく

時代の中で、規模拡大の市場が縮小されていく世界であれば、どう労働力や消費者を増やしていくかという発想になってしまいます。しかし、今考えなければいけないことは、年配世代たちが引き継いできた社会を、どのように次の世代に引き継いでいくかということで、そのためには、見守られる高齢者だけでなく、高齢者も社会に参画して、どう子どもたちに経験を繋いで、子どもたちと一緒に作っていくのか。そこから新しい価値を作っていく必要があると思います。

その観点に立ったときに、なかなかすぐに転換することは難しいと思いますが、学校教育は学校教育で、生涯学習は生涯学習でと閉じた形で施策を打っていくところを、どう繋いでいくかということが、具体的な施策レベルの中で行わなければならないと思っています。

そこで鍵になるのが、コミュニティではないかと思っています。例えば、資料の「1 学校教育」の（４）に、地域と連携・協働とありますが、ここに書かれている内容は教職員研修です。これはこれでとても大事ですが、教職員の研修を通してどうするのかというと、子どもたちを一方向的に教わる立場から社会に参画する、高齢者も一緒に参加するような学びの場をどう作っていくのか。教育や学習の課題も、個人の課題ではなくて、人と人之間にある課題が何なのかというところを、生み出していく必要があるのではないのでしょうか。

次に申し上げたいことは、消費社会がこれまで作ってきたのは、やはり孤立化を進めるということだと思います。孤立化を進め、他者への想像力とかそういったものがなくても生きていけるという社会を作り出してきた。そうすると、孤立化してしまっている子どもや大人のつながりをどう取り戻していくのか、その視点もとても重要になってくると思います。大綱自体を大きく変更することではないですが、たとえば、置かれている社会状況がどういう状況にあるのか、そして、我々はどのように目指していくのかということの前提になる一文を入れる、あるいは、それが難しければ、大綱はこのままにして、了解事項としておくという選択もあると思います。ただ、5年は長いと思います。この5年間でおそらく年配の方々にはさらに年を重ね、社会も大きく変動する中で、子どもがただ一方向的に教えられるのではなくて、一緒に社会を作っていく一員なのだと。そこには、大人も学び、子どもも一緒に学ぶということを申刺しするものが、大きな方針として必要ではないか。このことを了解しておく必要があるのではないかと思います、発言させていただきました。

（下鶴市長）

ありがとうございます。ご指摘のように施策・事業の執行にあたって、例えば、教育の場は、学校の閉じた空間だけではなくて、そして、子どもを教育を受ける者としてのみみならずのではなく、やはり、他の世代の方々も含めて、参画しながら学びを進めていく存在であるという、今の意見をしっかりと踏まえて、施策・事業の執行にあたっていただきたいと、私からも申し上げておきたいと思います。

他にありましたら、お願いいたします。

（津曲委員）

鹿児島市の教育大綱につきまして、まずは意見を申し上げたいと思います。学校教育と生涯教育と文化芸術のところで、本市だけではないですが、教育の大きな主要項目として三つあげておられて、それに対してしっかり記載されていると思っております。

私が申し上げたいのは、人口が右肩上がりに増加していく時代における学校教育、生涯教育、市民文化の創造ではだんだんなくなりつつある。人口減少社会の中で、魅力ある鹿児島市をつくり、そして、住んでよし、来てよし、できれば、鹿児島市にそのままIターン・Uターンして、生涯住み続けて欲しい。そして、その中からまた稼ぐ力というのは変かもしれませんが、経済振興もできる、魅力ある鹿児島市になるという視点で、この三つを考えてみると、やはり、これからまた新たな考え方が必要だと思っております。

すなわち、学校教育と生涯学習とはどのような関連性があるのか、生涯学習と市民文化の創造とは、どういう関連性があるのか。この三つの単元が、しっかりと鹿児島市の魅力創出に繋がっていくのかという視点を、これからはより強く持つ必要があるのではないかと思います。つまり、学校教育も能力の高い子どもたちの育成及び障害のある方々にもやさしい教育はもちろんのことなのですが、鹿児島の魅力を感じて、18歳までの間に、地域に愛情を持って、どれだけ地域を理解するかということが学校教育の一つの柱になるであろうと思いますし、生涯学習は、社会人になった方々にも通常の教養や趣味の世界を与えるというだけではなくて、さらに学び続ける社会人が鹿児島の魅力発見に寄与したり、鹿児島の魅力をプレゼンテーションするような人になったり、あるいは、地域に貢献する自分の生き方を見つけたりと、そのような視点で生涯学習を考えていく必要はないのか。

さらに、市民文化の創造は、これからの鹿児島市がさらに魅力ある地域になるために、鹿児島市全体で文化の民度をさらに高めていく必要があると、やはり文化あふれる鹿児島市をどう作るかということが非常に重要だと思っております。それはただ、鹿児島にいくつかの名所旧跡や偉人の銅像があつて、そこを巡ることだけではなく、鹿児島の市民自身が文化を創る、あるいは、そういう人材をこれから創出していくような、創出する民度を持つかどうかということのような気もしております。市民文化の創造においては、知識として文化を見るだけでなく、さらに、鹿児島市の中で文化や芸術をクリエイトしていく人材を創るといふところまで関わってくるのではないかと思います。

そうしてみると、市民文化の創造と学校教育とは、どこかで繋がってくると思いますし、また、生涯学習の教え手に、教員が関与していくということもあれば、学び手が子どもたちの地域に対する愛着醸成のために寄与するというところもあると思います。

この三つを独立した単元と見るのではなく、ぜひ三つを連環した輪として考えて、その中で鹿児島の魅力をどう創出していくかというようなテーマで、常に関係付けられれば良いとは思いました。

全体では全く異論はなく、新しい時代のこの三つのあり方は、やはり、鹿児島市の魅力創出という意味では、さらに機能するようになればいいという気がいたしました。

(下鶴市長)

ありがとうございます。

鹿児島市の魅力という軸でご意見いただきまして、これは学校教育の場で知るという機会もそうですし、また、生涯教育の場で知見を深めること、そしてまた、今重要なご指摘をいただいたのは、やはり、文化を語る時に、受け手としては当然それを語るわけですが、作り手、創造する主体として、どう取り組んでいくのかということも、同じく、施策事業にあたって留意をしていただきたいと思います。

それでは、他にありましたらお願いいたします。

(桃木野委員)

学校教育の充実の中の「夢と志を持ち可能性に挑戦する児童生徒を育む教育を目指します」と、本当にそのとおりだと思います。ただ、実際には夢を見つけることが、とても大変なのだろうと思います。よく言われますが、スティーブジョブスも、大学に入っても全く夢を見つけられなかったと。そういう中で、別の大学のカリグラムの授業がおもしろそうだと思い、それを受けたら入り込んでしまって、それが後のアップルの根本に役立ったと。そうすると、やはりいろいろな幅広い選択肢を子どもたちに提供することが大事だろうと思います。そこで、津曲委員が先ほどおっしゃったような、鹿児島の魅力や市民文化の創造などを、子どもたちにシャワーのように浴びてもらって、鹿児島が何もないというわけではないことを理解してもらわないといけないと思います。

何もない、でも、どのようにそれを発信していくのかということも、やはり、子どもたちに教えてあげないといけないと思います。最近、霧島市にある一泊50万円もする宿のホームページを見た際、その宿の社長は全くの竹山から10年開墾して、今や、一泊50万円でも年間約500組、うち半数は外国人が来るくらいまで、ホテルのブランド力を高めたと知りました。何もないから駄目だ、ではなくて、そこにあるものをどうやって発信していくのか、特に、鹿児島文化や歴史は、きっと外国人には魅力的なものに映るはずで、では、それをどう発信していくのか、どういう選択肢があって、そこからどのように自分の夢を実現していくのかといういろいろなパターンや、子どもたちが興味のあることを見つけたら、それをどうやって実現していくのかを示してあげないといけないのだと思います。そのあたりも、何か将来的に施策の中に含めてもらえたらと思います。

(下鶴市長)

ありがとうございます。

今ご意見のあったとおり、やはり、子どもたちが夢を持ったときに選択肢を与えることや示すことが、大人の役割なのだろうと私も常々感じていて、おそらく夢というのは、具体的にはこの仕事をやりたいというだけではなくて、きっと、どういう生き方をしたいということまでも包含する概念なのだろうと思います。

その中で、先ほどありました鹿児島魅力を知ってもらい、自分の生き方の方向性、やりたい仕事の方向性が見つかることが、一番良いことだと思いますので、ぜひ、その選択肢を示す、そして鹿児島魅力も絡めて選択肢を示す、そういったところも留意をして、取り組んでいただきたいと思います。私も思っております。

それでは、他にありましたらお願いいたします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。

それでは、教育大綱につきましては、この総合教育会議で、首長と教育委員会が協議をした上で、首長が策定することとされておりますので、本日確認いただいた本案を私が決裁し、策定することといたします。なお、本日いただきましたご意見につきましては、様々な教育施策、事業の運営、執行にあたって、十分に留意していくことということで、捉えさせていただきます。よろしいでしょうか。

(同意の声)

(2) 消費者教育について

(下鶴市長)

それでは、次の議題に入りたいと思います。

デジタル化の進展等に伴い、子どもがインターネットに触れる機会が増え、オンラインゲームでの課金トラブルなどの消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えてきております。また、特に、本年4月から成年年齢が引き下げられることに伴い、若年層の消費者被害も懸念される所です。

そこで、本日は消費者教育について意見交換を行いたいと思います。それではまず、本市における消費者教育に関する取組について、教育委員会と市民局から説明をお願いいたします。

(学校教育課長)

はい、学校教育課の山下でございます。

今回のテーマの消費者教育につきまして、本市教育委員会の取組等を含めてご説明申し上げます。

資料2に合わせて、別添資料1から5を用意しております。資料に沿ってご説明いたします。

まず、1の「学習指導要領における位置付け」をご覧ください。平成29年に告示された学習指導要領ですが、別添1の左側をご覧ください。ここがございますとおり、プログラミング教育や主権者教育等とともに、新たに取り組むことやこれからも重視することの一つとして、消費者教育が挙げられております。

2の「学校現場に求められている〇〇教育」をご覧ください。児童生徒が学習を求められている「〇〇教育」としましては、別添1の右に示されておりますように、各教科等に位置付けられているもの以外にも、多種多様に存在しております。消費者教育につきましては、国語、社会科のように、教科としての時間は確保されておりませんので、各教科等の授業の中で、関連する内容を消費者教育として位置付け学んでいくこととなります。

3の「学校教育における『消費者教育』の目的等について」でございます。令和4年4月1日から、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを見据えて、消費者教育は学校において一層重視されており、自立した消費者としての資質能力の育成を目的として行われています。文部科学省は、自立した消費者として、資料の中にありますように、被害に遭わない消費者であること、合理的意思決定ができる消費者であること、社会の一員として、より良い市場と、より良い社会の発展のために積極的に関与することの三つをあげています。つまり、これから成人になる児童生徒に対しては、発達段階に応じてこれらの力を身につけ、消費者として積極的な社会参加ができるようにしていくことが求められているのです。

4の「各学校での学習内容」をご覧ください。先ほど申しましたように消費者教育という授業の時間がございませんので、別添2のある小学校の例を示しております。

各学校では、社会科や家庭科等の各教科で関連付けて学べるように、全体計画と各教科等の消費者教育に関する学習内容の一覧表を作成しております。右側の一覧表を見ていただくと、5年生の縦軸で1月のところ、黄色網掛けをしておりますが、家庭科の「生活を支えるお金と物」として学ぶことになっております。

別添3、4、5については、小・中・高等学校の教科書のコピーを載せております。

別添3は、令和2年度から、これまで中学校での学習内容であった売買契約の基礎が小学校5年家庭科に位置付けられたものです。

別添4は、消費者の権利と責任の内容で、中学校3年社会科公民的分野で学びます。

別添5は、今年の4月から高等学校家庭科で新たに学ぶもので、将来のライフプランニングの中で、リスク管理と資産形成の重要性に触れています。このように、小・中・高等学校の連続性を図り、自立した消費者としての資質能力を身につけるための教育が始まっているところでございます。

資料2の5にお戻りください。これらの考え方を踏まえて、本市教育委員会としての取組について説明申し上げます。まず(1)の「消費者教育推進事業」についてです。

本市中・高校生が消費者トラブルに巻き込まれないために必要とされる資質能力を育成することを目的に平成25年から行っており、本年度から第三期に入っている事業でございます。3年に1度、全中・高等学校で弁護士や消費生活センター相談員を講師に出前授業を行っております。各学校の実態に応じて、関連する教科等の内容や方法、時期等について、事前に講師と話し合い、工夫して行っておりますが、本年度はオンラインゲームでの課金、SNSやインターネットでの契約トラブルや、成年年齢引き下げ等について、法律に基づいて説明していただく内容が多かったところでございます。

今年度の様子は、右上写真のとおりですが、14校すべてで弁護士会から講師を派遣していただいております。鹿児島玉龍高等学校は、来月15日に卒業前の全3年生が、これから起こりうる身近にある消費者トラブル等について、弁護士から話を聞くことになっております。

終了後の生徒の感想の一部を「カ」に抜粋してございますが、自分のスマートフォンを持っている子どもが、改めて身近にある危険性に気づいたり、何かあったら親にすぐ知らせる、188に電話して相談するなどの対処方法を学んだりしていることがわかります。

(2)のその他をご覧ください。その他の取組としましては、先ほど説明いたしましたように、自校の教育課程に明確に位置付け、各学校が特色を生かした教育活動を推進できるように指導しております。

また、教職員の指導力を向上させる方策として、市消費生活センター等の外部資源の活用や発達段階に応じた最新の学習資料の提供に努めているところでございます。

このように各学校が活用している学習資料や、デジタルコンテンツの中にも相談場所や相談電話の紹介がありますことから、この後、消費生活センターからご説明があるかと思いますが、本市でも小・中・高校生の相談件数が増加していることも考えられます。

説明は以上でございます。

(消費生活センター所長)

消費生活センターの宮園でございます。よろしくお願いたします。

それでは、当センターが行っている消費者教育につきましてご説明いたします。

資料3をご覧ください。はじめに、1「国における『消費者教育』の定義について」でございます。2012年12月、消費者教育推進法が施行され、この中で、消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と定義されています。

次に、1の(2)でございますが、誰もが、どこに住んでいても、学校、家庭、地域、職域など様々な場で、幼児期から高齢期までの生涯を通じて消費者教育を受けることができるように、国や地方公共団体はその機会を提供することとなっております。

次に、2の(1)相談総件数及び小学生、中学生、及び高校生が関係する相談件数の過去5年分の推移のグラフをご覧ください。グラフの左軸は、当センターに寄せられた相談総件数、右軸は、このうち小学生等が関係する相談件数でございます。相談総件数は、平成30年度、令和元年度と減少しております。これは架空請求の減に伴うものでございます。一方で、小学生等からの相談件数が元年度は61件で、総件数に対する割合は低いものの、30年度に比べて約2倍に増えています。

次に、(2)相談傾向の変遷をご覧ください。小学生では平成30年度からオンラインゲームに関する相談が最も多くなっており、中学生では令和元年度から、高校生では平成30年度から、定期購入に関する相談が最も多くなっております。

次に、資料右側、(3)主な相談内容と対応をご覧ください。まず、小学生のケースでございます。子どもが利用したオンラインゲームで、クレジット利用料14万円の請求があったと保護者から相談があり、オンラインゲームのトラブル事例及び親のクレジットカードの管理責任について説明するとともに、当センターから事業者へ未成年者取消の依頼を行ったものです。

次に、高校生のケースでございます。「インターネットで美容商品を1回のみと思い注文したが、6回継続の定期購入と分かった。商品はまだ届いていないから解約したい。」と本人から相談があり、ネット通販の定期購入トラブル事例などを説明するとともに、当センターから事業者へ未成年者取消の依頼を行ったものです。

次に3「若年者の消費者トラブル未然防止に向けた市消費生活センターの主な取組」についてです。(1)消費生活出張講座(学校関係)をご覧ください。成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの未然防止などを啓発するため、法的責任が生じる契約の基本や若者に多い消費者トラブルの事例などをテーマに、消費生活相談員による講座を実施しております。実施状況は、令和2年度が17回、1,815人が受講しています。

次に、(2)学習資料の作成配布でございますが、学校教育課、社会科等の教諭と連携して、小中学生向けの資料を作成するほか、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止、クーリング・オフの手続きなどをテーマにした、中学生や高校生、大学生向けの資料を作成しています。

また、小中学生向けのデジタルコンテンツの教材を作成しております。

次に、(3)その他(成年年齢引き下げに関連するもの)でございますが、市民のひろば、市ホームページ、市公式SNS等を活用した啓発や、スクールパネル展、消費生活パネル展を行っております。

また、関連団体より寄贈された啓発グッズのうちわの配布を9月に行ったほか、市立高等学校への全生徒へ啓発リーフレットを今月配布したところでございます。このリーフレットは、お手元にお配りしているものでございます。今後も、機会を捉えて啓発を行うよう検討してまいりたいと思います。説明は以上でございます。

(下鶴市長)

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご指摘ありましたら、所感も含めてお願いいたします。

(桃木野委員)

消費者教育をしないといけないというところではありますけれども、今の若い世代の

方々は、やはり、ルールや常識などがわかってない方が多いのではないかと私は思うところです。うちの子どももそうですが、学校では自由とか、自分で考えなさいとか、そういうことにスポットライトをあてて教えられているのだろーと思います。

しかし、自由とは、自己責任の裏腹だと思うのです。その自己責任を教えてあげないとやはり騙される人が多いだろーと、騙されたらやはり自分の責任だと思えます。知らない、聞いてないということは、世の中では通用しないと思えます。おいしい話があるはずがないわけであって、常に裏があるのだと、いきなり優しくされるなんてあり得ないし、お金ももらえることも、おいしいご飯を食べさせてもらえることもあり得ないわけです。汗をかかないとお金はもらえない、良い生活ができない。そういう根本的な常識、ルールを教えてあげないといけないと思えます。

ルールについて具体例でいうと、挨拶はしっかりとしましょう、良くしてくれたらお礼をしましょうなど、そういうところがなっていないから、例えば、高校生、大学生で奨学金を借りても、返さない人もやはり増えてくるのかなと思えます。借りたら返すということは、社会のルール、常識だと思えますが、人に迷惑をかけようがかけまいが、何も考えずに、自分だけよければいいと、勝手に自己ルールを作る若い人が多いのではないかと思うところです。例えば、よく労働問題などで出るケースとして、転職をして新しい保険証をもらうまでに前の会社の健康保険証を使っていたという事例があります。それも、確かに最終的には自分の負担にはならないけれども、やはり病院の先生方や、その他の方々にも迷惑をかけるわけであって、勝手に自分が考えたルールで世の中を渡っていく人も非常に多いと思えます。

ですから、消費者教育では個々具体的な、騙されないようにしましょうということも、とても大事だとは思いますが、もっと遡ったところでの、根本的な自己責任というところや、常識を理解しましょうというところをまずもって、教えてあげた方がいいのではという意見です。

(下鶴市長)

今ご意見を伺っていると、消費者教育、保護という観点からすると、契約とは何かという教育なのかと思っていました。それよりは、その前段階でありそうな気もしてきますね。

(桃木野委員)

契約だけにスポットを当ててしまうと、何となく小さな議論になってしまうような気が少ししていたところでした。

(下鶴市長)

そうすると契約の債権債務の話だけではなく、大きなテーマになってきますね。ただ今の点も含めて、消費者教育全般について、いろいろとお気づきの点がありましたらお願いいたします。

(立元委員)

私自身が最近のお子さん方を見て少し気になることは、お金そのものの感覚がキャッシュレスになってきていることで、実感として体感できないものになってきている、だから

おそらく小学生においてオンラインゲームでの相談が増えているということが、一つの傾向だと思います。例えば、1万円を手を持ったときと、10,000という数字を見たときとで、たぶん感覚が違いますよね。ですので、そういう教育を学校の中で取り入れていかなければならないと思っています。すでに取り入れているかもしれませんが、数字で見ても同じお金だということが教育の一つとしてあってもいいのではないかと思います。

(下鶴市長)

これはとても興味深いご指摘です。お金としての価値は、キャッシュレスでも、現物の通貨でも変わらないはずですが、特に子どもたちにとってその体感が変わってくる可能性があるということは、なるほどと思います。確かに、現物の通貨として見た方が実感があるわけです。もしかすると、私も含めてここにいる皆さん、現物の通貨を使う時代を経て、キャッシュレスを使っているから感覚があるのかもしれませんが、生まれたときからずっとキャッシュレスだと、場合によってはおつりという概念もなくなってくるでしょうし、そこは留意をしなければならないという気付きをいただきました。ありがとうございます。

それでは、他にありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

消費者教育を考えると、西洋医学の医学療法と、漢方療法があると思います。消費者教育でたぶん今一番切実なことは、報告があったように、トラブルからいかに子どもたちを守るかということであり、これはやはりしっかり行う必要があると思います。ただ、これはどちらかというところ、西洋医療だと思えます。社会の体質を変えていくという観点から言うと、今の国が推進している消費者教育それ自体をもう少し見直す、留意して考えることが必要だと考えています。

一つは、消費者という意味では、人間は生きていくために生産して消費してそれを回していくわけです。それが、今、一方的に消費をするだけなのです。消費するということは、自分が生きていくうえで、生産手段をもたずに依存してしか生きていけないということになります。SDGsでもつくる責任つかう責任とある通り、作ることと、使うことと、それを回していく、循環していくということが問われているのが現代です。ですから消費者教育をただ消費するということに限ってしまうと、十分な教育ができないのではないかと思います。

先ほど消費者教育という教科はないと報告がありましたが、そうであればなおさら、消費だけではなく、生産という現場や、それらを関連付けて、消費行為を考えていく必要があると思います。先ほど文化の創造ということもありましたが、自分たちで作っていく、それが使われてまた戻ってくるという消費者教育の概念を少し広げていく必要があるのではないかと思います。漢方療法という観点で言うと一つあります。

先ほどの自己責任ということが最近言われていますが、今の状況は、消費社会が作り出した部分があると思います。結局、消費社会で失われてきたものが、信頼関係、つまり、相手のことを慮って、あるいは迷惑をかけてしまうのではないかなど、相手のことを考えながらの関係ではないかと思っています。お金を媒介にした関係性では、他者に依存をしながらも、責任はその他者に転嫁する。今起きているいろいろな問題自体が、ある意味、消費社会の結果であるという認識が必要で、それをどのように変えていくのかということに、

漢方療法で言うと、物を買う上でも相手をどう配慮するのか、考えるのか、思いやるのか、やはりそういった視点を取り戻していけるような形ではないかと思っています。

別の観点で言うと、先ほど他の委員からもありましたが、私自身は、多重債務や生活保護の問題などが出てきているのは、やはりお金を持って生きていくというお金の教育、つまり、投資などではなく、自分が生きていくためには、どのくらいお金が必要なのか、どこにお金を使い、どのように稼ぎ、お金自体を持って生きていくとはどういうことなのかということ、生きるということにもう少し焦点を当てて、お金がどういう意味を持つかというような教育内容を作っていく必要があるのではないかと思います。お金は自分で作って稼ぎ、それを使い、それがまたどこかに回っていく、全体像の中で今自分たちはどこにいるのかという、何か気づきや発見を得られるような教育プログラムを、大変だと思えますけれども、ぜひ作っていただきたいと思います。

コロナ禍で、大学生もかなり家計的に厳しい子たちが多くいます。彼らも何とかやりくりをしています。例えば、そういった大学生たちがやりくりをしているということ子どもたちに語ることによって、生きるとはどういうことなのかを実感として持てるような教育や、先ほども出てきました実際体験する場ということも、ぜひ踏み込んだプログラム開発を、大変ですがある意味楽しく、意味がある、ぜひ、そういった形で取り組んでいただきたいと思います。

(下鶴市長)

ありがとうございます。

価値の創造、生産者としての視点は、私はとても興味深いご指摘をいただいたと思っています。特に、単なるお客さんとしての消費者の視点だけではなく、自分がどういう価値を社会に提供していくのか、物であればわかりやすいのですが、それ以外の部分もありますよね。どういう価値を世の中に提供し、その対価としてお金をいただいていくのかという視点でいけば、おそらく自分のキャリア教育に繋がっていくでしょうし、さらに言えば、誠実な生産者、価値の提供者としての視点ももちろん出てくると思います。そこがないと、きっと人によっては、どうすれば手っ取り早く騙して儲けるかなどに走りかねないところもあると思います。自分がどういう価値を世の中に提供し、生活をしていきたいかということを見ると、おのずと、誠実に提供しようとなるのではないかと思います。経済、教育等々からも、これはなかなか可能性を秘めた議論、論点であり、非常に面白いご指摘をいただいたと思っています。ぜひ、ご意見を踏まえながら前向きに検討し、取り組んでいただきたいと思います。

では、他にありましたらお願いします。

(津曲委員)

なかなかコメントしづらい教育だと思いますので、感じるところを申し上げたいと思います。

消費者教育が注目され始めたのは、ここ10年ぐらいのことであって、それは現象として騙される子どもたちが多く、それをやはりきちんと教育で補っていく必要があるというところから始まったのだらうと思います。そうすると、騙されない消費者をつくる教育が対処案ですけれども、一方では良質な消費者をつくる、その人が将来的には良質な事業者となっていくという部分が必要だと思いました。

小栗委員は漢方と抗生物質という面白い表現をされました。やはり騙されない消費者をつくることは非常に重要なのですけれども、最初にそこから入ると、要は、商売は良好な関係ではあり得ず、絶対に騙されるものだから注意して商売しなさい、物を買いなさいというように転がっていくことに対する怖さがあります。当然、良質な消費者をつくることと、騙されない消費者をつくる教育とは、同じ教育なのかもしれませんが、入口がどちらかということを考えてみると、現象的には騙されないことから入るけれども、良質な社会契約は何だろうかということも大事だと思います。市長がおっしゃられましたが、契約とは何だろうかという商取引の歴史なども、もっと入れて欲しいと思います。その中で、やはりいろいろな悪いことが起きて、それではいけないと、次第に法律が良質なものになってきているわけです。社会契約のサポートできないことがあって法律が変わっていると。そういった昔からの騙し騙される商取引から、良好な社会生活の中での商取引にいくということは、しっかり教えて欲しいという気がしました。

このテーマをいただいてからずっと思っていたのですが、最初に教えるとすれば何かといえば、近江商人の「三方よし」です。騙し騙されるのではないと、売り手よし、買い手よし、社会よしというところで、きちっと行えば、本来、商取引や商いは、社会生活をより良いものにしようとするモチベーションになるものである。しかし、そこにいろいろなものが入って行って騙される、せっかく一生懸命行っている人たちが騙されることはやはりおかしいのではないかとなった。ですから、やはり商取引は大事なもので、ある意味楽しいものであるということをしかり教えて、それを前提として騙されてはいけないという導き方をしてほしいと思いました。

だからと言って、騙されないためのいろいろなテクニックなどを教えることが良くないと言っているわけではありませんが、一番初めにそこから入ることが、人間は皆嫌な人だと感じてしまう。高校生や大学生はそこから入ってもいいのかもしれませんが、特に、小学生や中学生にはそこから入るより、しっかりと近江商人の素晴らしい商人のあり方、約束を守った人の伝記などを一緒に副読本などで提供して欲しいと思いました。

(下鶴市長)

ありがとうございます。結構、大学でも教えてもいいくらいの話になってくると思いながら、興味深くお話を伺っていました。いろいろな消費者保護の法制などは、そういう歴史があって積み重ねられていると思います。情報の非対称性があるからきちんと情報提供しましょうとなったり、取消権を付与したり、そういった歴史があるのだらうと思います。また、近江商人の話もおそらく単発のゲームではなくて、繰り返しのゲームだとして返し戦略もあるということも含んでいるのかなと思って、そういった結構難しい内容の導入を中学校くらいでどのように行うかということは、突き詰めていくと面白いテーマだと思いますので、ぜひ、今後いろいろ知恵を絞っていただければ面白いと思います。そこから、例えば、経済学方面に誘導ができるような面白いテーマだと思いながら伺っておりました。ありがとうございます。

(桃木野委員)

津曲委員がおっしゃるように、情実が通じるような世の中になっていかないといけないとは思いますが、そういった中で、契約には欧米型と日本型があることも、消費者教育のどこかに入れた方がいいと思います。欧米型の契約は、やはり基本的に騙されることを前

提に、自分をいかに守るかというところで契約書を作っていたら、欧米型の契約書は分厚いものになっている。しかし日本は、まあまあという感じで行うため、契約書は1枚紙で済むのであって、そういう前提が違うのだということ。今、日本では、やはり欧米的な、悪い者も増えてきているから身を守るためには欧米型の契約書も必要だということもお話ししていけば良いのではないかと思います。

(下鶴市長)

そうですね、そういったところも正しく教えられれば、中には興味を持った人は法社会学の方に進みそうなテーマであり、幅が広がり、面白いと思いながら伺ったところでした。

それでは、杉元教育長から、評価も含めてその他いただけますか。

(杉元教育長)

最初の教育大綱案に関して、学校教育の充実、あるいは生涯学習の充実、あるいは市民文化の創造等の議論につきましては、市長からもお話がありましたように、教育委員会事務局の施策・事業の中で、十分それを生かしながら、また、新たな事業づくりなどで今後、工夫し生かしていきたいと思っております。

また消費者教育についても、市長をはじめ各委員の皆様から、お話がございました。10年前から消費者教育は行われているわけですが、学習指導要領として具体化してきたのは近年でございます。

そして何よりも、先ほどから話題になっている契約の問題がこれまでと違い、消費生活センターから取り消していただいていたものができなくなるという、法律的な問題が喫緊の課題ということで、私どもも、これまでも高校を卒業する際には、様々な特別な場面を作って、警鐘してきたわけですが、それとまた違う環境が実際に迫っておりますので、先ほどの消費生活センターからのいろいろな資料等も生かしながら、こういう部分を対象に行いながら、かつ、各委員からもありましたように、しっかりと、小学校から中学校、高校と積み上げた、消費者教育にまつわること、やはりこれも、もしかしたら契約云々より、まず契約文を読む読解力、そういうレベルからの繋がりも相当あるわけでございますので、これまでの学力、あるいはその応用力との繋がりも十分考えられますので、学校の先生方が、今後とも、既存の教育課程の中にしっかりと関連性を明示しながら、また今コロナ禍で中断しています職場体験学習も、そういう意味では、今後実施される中においては事業者の方々と連携しながら、また新たなポイントとして、体験の中で事業者の方々からいろいろと示唆いただくということも大事な場面だと思っております。ありがとうございました。

(下鶴市長)

それでは時間も迫ってまいりましたが、他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。それでは、小栗委員からお願いいたします。

(小栗議員)

話を戻しても大丈夫ですか。先ほどの大綱のところ、発言を控えたのですけれども、発言しておきたいと思ったことがありました。それは何かというと、先ほど津曲委員が学校教育、生涯学習、市民文化の三つの輪が鹿児島の魅力に向かって、というお話をされて

いて、それが非常に良いと思いました。

こういう教育大綱は、正直どこの自治体も同じになりがちです。したがって、書かれている内容を少し構造化して見せる、つまり、それは連関していて、新しい社会や時代を作っていくのだという、何か概念図があったらいいだろうと思いました。しかし、ただ時間も制約があると思うので、難しければ今後の課題としていただきたいと思いますけれども、少しそういったもの、概念図のようなものがもし作れるのであれば、ご検討いただきたいということを最後に申し上げたいと思います。

(下鶴市長)

ありがとうございます。大綱なのか、それとも、今後の教育施策の他の計画等についてなのかということは検討要素かと思えますけれども、その関係性について検討していただきたいと思います。

それでは、他にありますでしょうか。

3. 閉 会

(下鶴市長)

他にないようですので、意見交換をここまでとさせていただきます。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ご協議いただき、ありがとうございました。